

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク8

【台風：金武町地域防災計画】

沖縄県が大規模な被害を受けた台風を事例に、本町においても同規模の災害を想定するものとする。但し、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

<事例想定1：昭和32年 台風第14号 フェイ> (那覇の観測データ)

来襲年月日	昭和32年9月25日、26日
最大風速	47.0 m/s
最大瞬間風速	61.4 m/s
降水量	70.7 mm
死傷者・行方不明者	193名
住宅全半壊	16,091戸

<事例想定2：平成15年 台風第14号 マエミー> (宮古島の観測データ)

来襲年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4 m/s
最大瞬間風速	74.1 m/s
降水量	470.0 mm
死傷者・行方不明者	96名 (内死者1名)
住宅全半壊	105棟 (内全壊19棟)

※平成15年台風14号の被害は、「県 - 平成15年台風14号に関する資料」より。

<事例想定3：平成24年 台風第17号 ジェラワット> (10月2日18時現在内閣府資料)

来襲年月日	平成24年9月29日
最大風速	32.2 m/s
最大瞬間風速	57.4 m/s
降水量	97.5 mm
死傷者 (県全体)	89名 (金武町：なし)
住宅全半壊 (県全体)	253棟 (金武町：一部損壊1棟)

【洪水：金武町地域防災計画】

・洪水に関する災害の想定がされていないため、本計画でも被害の想定はしていない。

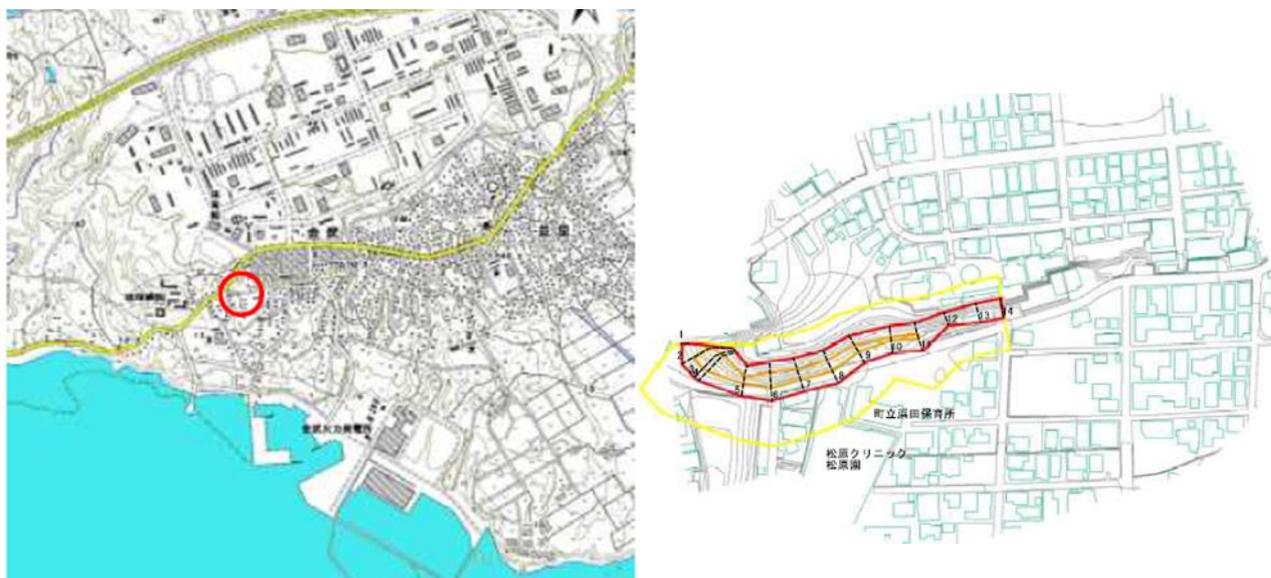
### 【土砂災害：金武町地域防災計画】

当町の「金武町地域防災計画 土砂災害警戒区域配置図」によると、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土砂災害警戒区域は、県の調査結果等から急傾斜地崩壊危険箇所が1箇所、土石流危険渓流が1箇所である。また、同区域は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂法」）」における「土砂災害警戒区域」を受けているが、急傾斜地の為、商業集積は無いものの保育園・障害者施設・クリニックが隣接している。

#### <危険個所の状況>

No.	箇所名（所在地）	主な位置	土砂法による土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域の指定年月日
1	急傾斜地崩壊危険箇所（金武浜田原）	金武浜田原の浜田こども園近くの傾斜地	急傾斜地	平成26年 11月25日
2	土石流危険渓流（喜瀬武原）	喜瀬武原多目的ホール近く	土石流	平成26年 11月25日

#### <金武浜田原>



出展：土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書

### 【地震：J-SHIS・金武町地域防災計画】

地震ハザードステーション（J-SHIS）の防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で70%以上の確率で発生するとされている。

当町の地震被害想定では、「沖縄県地震被害想定調査概要報告書（平成22年3月）」及び「平成25年度沖縄県地震被害想定調査（平成26年3月）」被害想定調査結果の内、金武町に甚大な被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南東沖地震3連動を震源とする地

震を想定している。

<地震被害想定（金武町地域防災計画 地震・津波被害予測想定地震一覧より抜粋）>

想定地震	マグニチュード	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備考
沖縄本島南東沖地震	8.8	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が大きい（6強）	平成23・24年度津波被害想定調査より
沖縄本島東方沖地震	8.8	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が大きい（6強）	平成23・24年度津波被害想定調査より
八重山諸島南東沖地震	8.8	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が大きい（6強）	平成23・24年度津波被害想定調査より
沖縄本島南東沖地震 3連動	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が大きい（6強）	平成23・24年度津波被害想定調査より

被害の想定は、沖縄本島南東沖地震3連動地震が発生し、本町で震度6弱程度の地震動が生じることを想定した被害予測結果の概要は下記のとおりである。

1) 予測結果の概要（資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査）

①地震動の予測

マグニチュード9.0で沖縄本島を中心に震度5強から震度6弱程度の揺れが予測される。

②地震の揺れ・液状化・土砂災害・地震災害危険度の予測（建物被害）

地震の揺れによる建物被害	木造建物（棟）		木造建物（棟）		合計（棟）	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
	21	151	227	462	248	613

液状化による建物被害	木造建物（棟）		木造建物（棟）		合計（棟）	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
	1	0	33	15	34	15

土砂災害による建物被害	急傾斜地崩壊危険箇所		
	保全人家数（棟）	全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）
	9	0	0

地震火災による建物被害	出火件数（件）			焼失棟数（棟）
	出火	消防力鎮火	残出火	
	4	0	4	4

③人的被害の予測

建物倒壊による人的被害	死者数(人)			
	死者数(人)	負傷者数(人)	重傷者数(人)	軽傷者数(人)
	3	154	25	129

<液状化の危険度の凡例>



出展：沖縄県地図情報システム

<液状化の危険度の凡例>

凡例	危険度
	液状化の危険度はかなり低い
	液状化の危険度が低い
	液状化の危険度が極めて高い

本町において、上記のように沿岸部の「液状化危険度」が高くなる地震は主に以下の3つである。

- |               |
|---------------|
| ・沖縄本島南部スラブ内地震 |
| ・沖縄本島北部スラブ内地震 |
| ・沖縄本島南東沖地震3連動 |

**【津波：金武町地域防災計画】**

津波の浸水想定について、「沖縄県津波・高潮被害想定調査報告書（概要版）」の結果から、発生率の高い津波災害として当町における津波被害を想定するものとする。また、東日本大震災を踏まえた甚大な被害をもたらす最大クラスの津波及び津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定をした津波を想定するものとする。

<切迫性の高い津波>

これまでの地震被害想定調査などの対象とされてきた、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測された「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

想定される被害としては、「沖縄県津波・高潮被害想定調査（沖縄本島沿岸域）報告書（概要版）」（平成19年3月）では、床上・床下浸水をはじめ、5人未満の死傷者が出ると想定される。また、伊芸区において地震発生後34分後で津波が到達し、最大遡上高2.7mまで達する。

①想定モデル

No.	波源位置	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード
1	沖縄本島北方沖	80 km	40 km	4m	7.8
2	沖縄本島南東沖	80 km	40 km	4m	
3	沖縄本島南西沖	80 km	40 km	4m	
4	久米島北方沖	80 km	40 km	4m	
5	久米島南東沖	80 km	40 km	4m	
6	宮古島東方沖	80 km	40 km	4m	7.8
7	宮古島南東沖	80 km	40 km	4m	7.8
8	宮古島西方沖	80 km	40 km	4m	7.8
9	石垣島東方沖1	80 km	40 km	4m	7.8
10	石垣島東方沖2	60 km	30 km	20m	7.8
11	石垣島南方沖	40 km	20 km	20m	7.7
		15 km	10 km	90m	
12	石垣島北西沖	80 km	40 km	4m	7.8
13	与那国島北方沖	80 km	40 km	4m	7.8
14	与那国島南方沖	100 km	50 km	5m	7.9

②被害想定

・建物被害

	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
建造物あり	0	1	29	23
建造物なし	0	2	59	25

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

・津波人的被害（死者数）

	意識高・冬夜	意識高・夏昼	意識低・冬夜	意識低・夏昼
建造物あり	1	2	1	3
建造物なし	1	3	1	3

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託報告書

・津波人的被害（負傷者数）

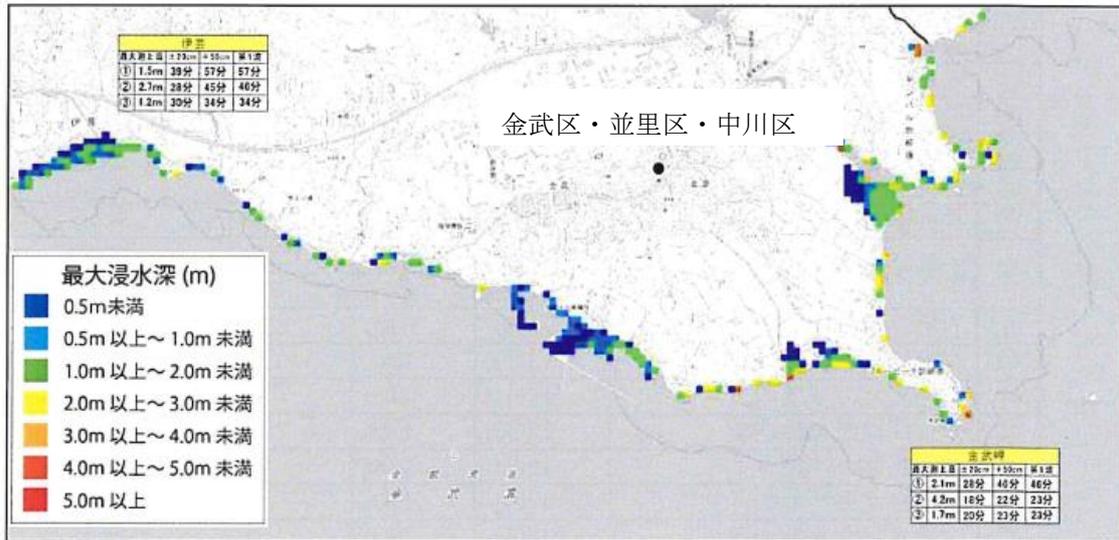
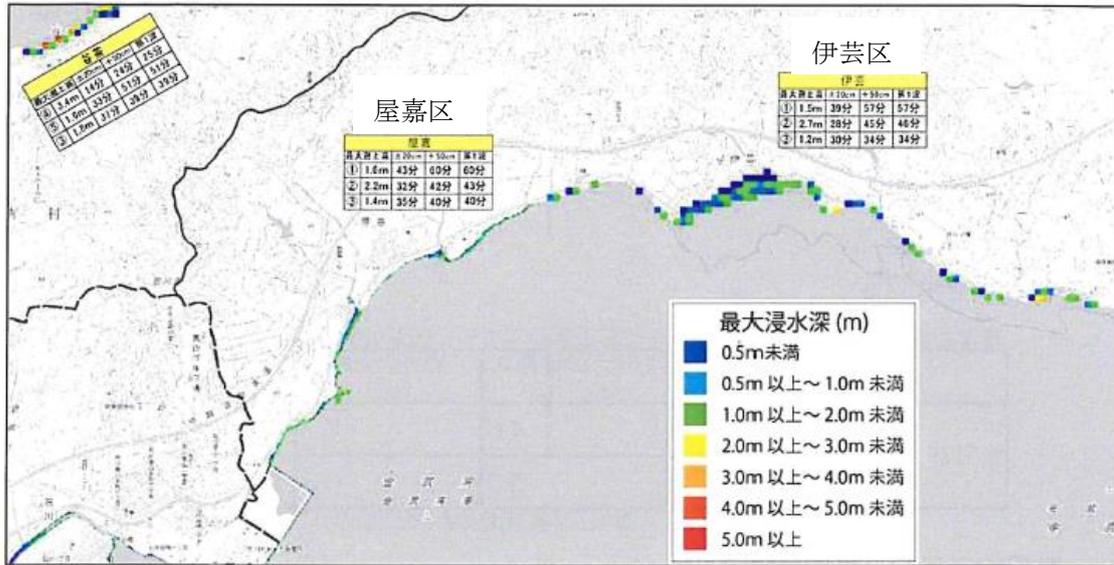
	重傷者（冬）	重傷者（夏）	中等傷者（冬）	中等傷者（夏）
建造物あり	1	1	1	3
建造物なし	1	2	2	5

・津波遡上高及び到達時間等（発生確率の高い津波）

	代表地点	沿岸の津波水位(m)	最大遡上高(m)	津波到達時間(分)
金武町	伊芸区	1.7	2.7	34

■津波浸水想定図

①切迫性の高い津波（H18、19年調査）



出展：津波被害想定調査（平成24年度）

<甚大な被害をもたらす最大クラスの津波>

東日本大震災を踏まえて発生確率は低いものの甚大な被害をもたらす津波として、「沖縄県津波被害想定検討結果」（平成25年1月）で想定される津波は、マグニチュード9.0とし、伊芸区において地震発生後28分で津波が到達し、最大遡上高8.4mにまで達するほか、屋嘉区においては一部で11.0mにまで遡上することが予想される。

・津波遡上高及び到達時間等（最大級の津波）

	代表地点	沿岸の津波水位(m)	最大遡上高(m)	津波到達時間(分)
金武町	伊芸区	8.7	8.4	28
金武町	屋嘉区	6.8	11.0	32

資料：沖縄県津波被害想定検討結果（平成25年1月28日）

①想定モデル（平成24年度）

No.	波源位置		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード
1	八重山諸島南西沖地震		270 km	70 km	20m	8.7
2	八重山諸島南方沖地震		300 km	70 km	20m	8.8
3	八重山諸島南東沖地震		300 km	70 km	20m	8.8
4	沖縄本島南東沖地震		300 km	70 km	20m	8.8
5	沖縄本島東方沖地震		300 km	70 km	20m	8.8
6	石垣島南方沖地震		40 km	20 km	20m	7.8
			15 km	10 km	90m	
7	石垣島東方沖地震		60 km	30 km	20m	8.0
8	与那国島北方沖地震		130 km	40 km	8m	8.1
9	石垣島北方沖地震		130 km	40 km	8m	8.1
10	多良間島北方沖地震		130 km	40 km	8m	8.1
11	宮古島北方沖地震		130 km	40 km	8m	8.1
12	久米島北方沖地震		130 km	40 km	8m	8.1
13	沖縄本島北西沖地震		130 km	40 km	8m	8.1
14	3連動	沖縄本島南 東沖地震	240 km	70 km	20m	9.0
			170 km	70 km	20m	
			260 km	70 km	20m	
15	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200 km	70 km	20m	9.0
			175 km	70 km	20m	
			300 km	70 km	20m	

②被害想定

・津波建物被害（沖縄本島南東沖地震3連動）

木造建物（棟）		非木造建物（棟）		合計（棟）	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
33	5	574	177	607	182

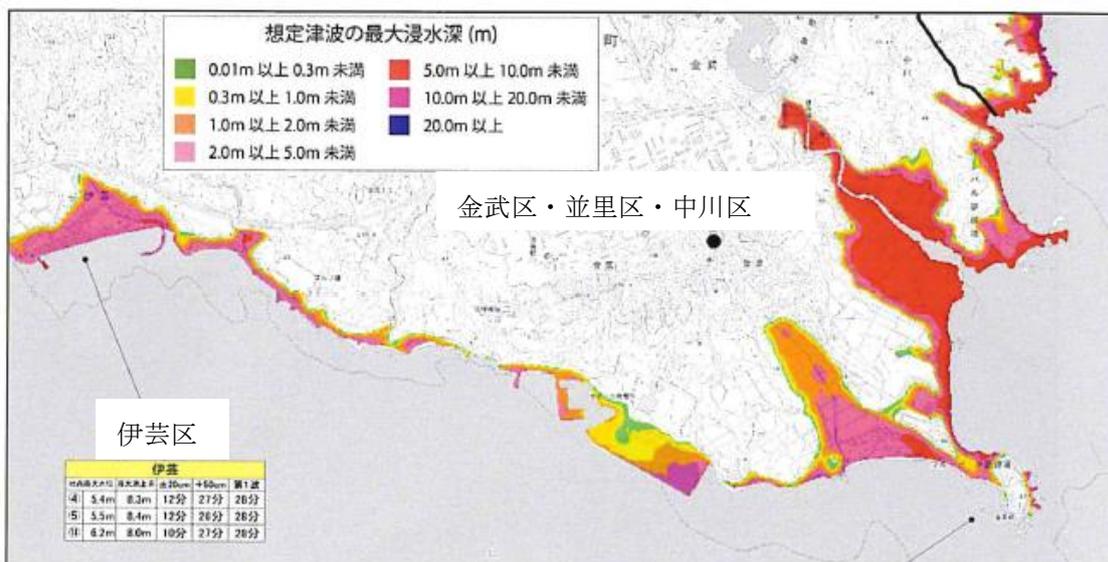
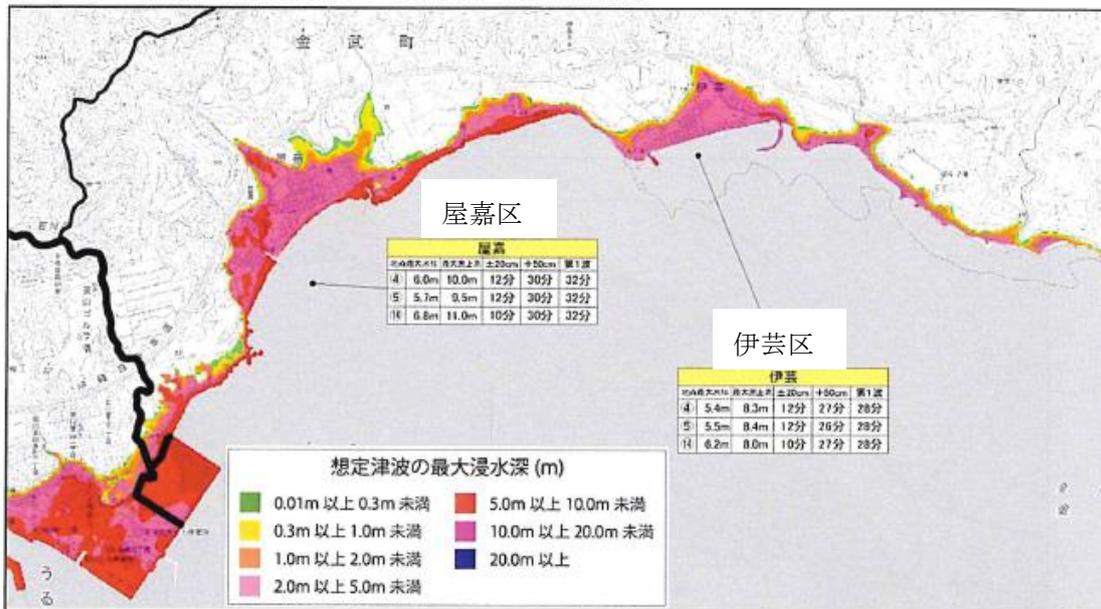
資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

・津波人的被害（沖縄本島南東沖地震3連動）

死者数（人）	負傷者数（人）		
	負傷者計（人）	重傷者数（人）	軽傷者数（人）
126	1,795	614	1,181

資料：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

②本町に甚大な被害をもたらす最大クラスの津波



出展：津波被害想定調査（平成24年度）

<発生確率は低いものの甚大な被害をもたらす最大クラスの津波>

（津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定）

平成23年東北地方太平洋沖地震により想定をはるかに超えた津波被害が発生したことを踏まえ

て、「沖縄県津波浸水想定について（平成27年3月）津波防災地域づくり」を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測された。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定したものである。

・津波遡上高及び到達時間等（津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定）

	代表地点	沿岸の津波水位 (m)	最大遡上高 (m)	津波到達時間 (分)
金武町	伊芸区	5.5	6.6	29
	屋嘉区	4.6	5.7	33

資料：沖縄県津波浸水想定について（平成27年3月）

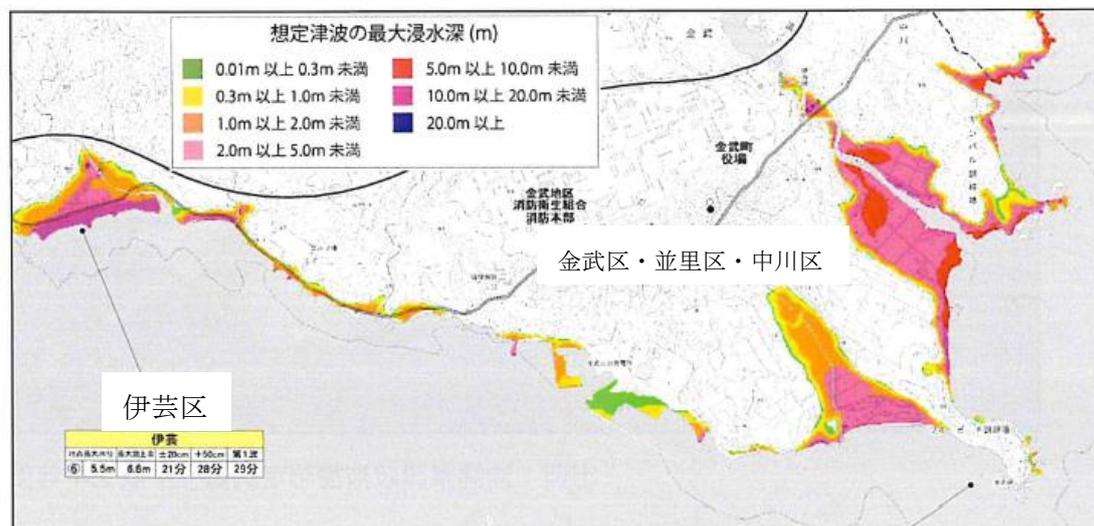
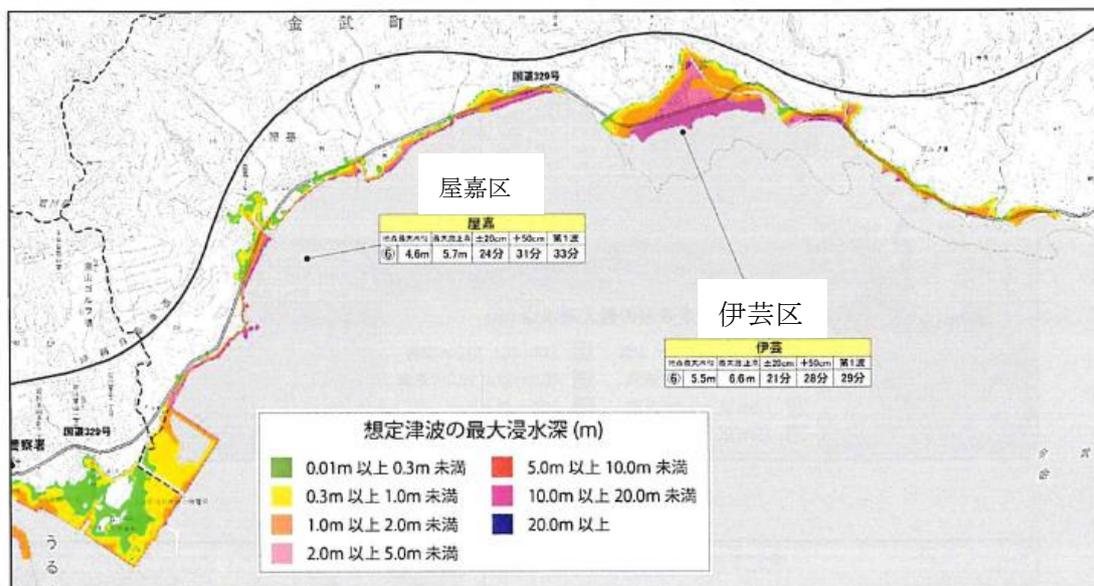
①想定モデル（平成26年度）

No.	波源位置		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード
1	八重山諸島南西沖地震		270 km	70 km	20m	8.7
2	八重山諸島南方沖地震		300 km	70 km	20m	8.8
3	八重山諸島南東沖地震		300 km	70 km	20m	8.8
4	沖縄本島南方沖地震		100 km	50 km	12m	8.2
5	沖縄本島南東沖地震		100 km	50 km	12m	8.2
6	沖縄本島東方沖地震		100 km	50 km	12m	8.2
7	沖縄本島北東沖地震		100 km	50 km	12m	8.2
8	石垣島南方沖地震		40 km	20 km	20m	7.8
			15 km	10 km	90m	
9	石垣島東方沖地震		60 km	30 km	20m	8.0
10	与那国島北方沖地震		130 km	40 km	8m	8.1
11	石垣島北方沖地震		130 km	40 km	8m	8.1
12	多良間島北方沖地震		130 km	40 km	8m	8.1
13	宮古島北方沖地震		130 km	40 km	8m	8.1
14	久米島北方沖地震		130 km	40 km	8m	8.1
15	沖縄本島北西沖地震		130 km	40 km	8m	8.1
16	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200 km	70 km	20m	9.0
			175 km	70 km	20m	
			300 km	70 km	20m	

③本町に甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

(津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定)

下図の浸水想定区域が、概ね「津波災害警戒区域」として指定されている。



出典：沖縄県津波被害想定調査（平成 26 年度）

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、2020年1月に国内で初確認された新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延と変異株の出現による感染影響の長期化は、当町においても多くの町民・小規模事業者の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

## (2) 商工業者の状況

当町の商工業の状況は、平成26年経済センサス基礎調査によると、商工業者数540件、内小規模事業者数は475件で、平成21年度基礎調査比較で+44件となり、全国的に小規模事業者数が減少傾向にある中、増加に転じている。事業所の所在分布では、町域の60%を米軍施設が占め事業活動の区域が制限されていることもあり、国道329号線沿いに殆どの事業者が立地し、地元購買需要と通行車両の購買需要に対応する沿道型商業となっている。近年は、観光関連事業への取り組みが積極的に行われていることから、修学旅行校（民泊）受入数が増加している。

### 1) 商工業者数（平成26 経済センサスより） (単位：件)

	平成26年
商工業者等数	601
商工業者数	540
小規模事業者数	475

### 2) 産業別事業所数（平成26 経済センサスより） (単位：件・%)

業種区分	平成26年	
	事業所数	構成比
農林漁業	7	1.2
鉱業	-	-
建設業	50	8.3
製造業	39	6.5
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.3
情報・通信	3	0.5
運輸・郵便業	14	2.4
卸売・小売業	120	20.0
金融・保険業	2	0.3
不動産・物品賃貸業	38	6.4
学術研究、専門・技術サービス業	18	3.0
宿泊・飲食サービス業	158	26.3
生活関連サービス、娯楽業	45	7.5
教育・学習支援	22	3.7
医療・福祉	45	7.5
複合サービス事業	5	0.6
サービス業	33	5.5
総 数	601	100.0

3) 地区別事業所数 (令和3年12月15日現在 金武町商工会会員台帳より)

	地区 (会員数)	建設業	製造業	卸小売業	飲食・ サービス業	その他	備考 (事業所立地状況)
会 員 数  (427)	金武区 (294)	40	11	47	159	37	国道329号沿い 海拔25m~50mに立地
	並里区 (36)	10	1	7	12	6	国道329号沿い 海拔25m~50mに立地
	中川区 (26)	4	2	5	12	3	国道329号沿い 海拔25m~50mに立地
	伊芸区 (26)	11	1	2	9	3	全域が海拔2m~5m以下に立地 液状化・津波被害リスク高い
	屋嘉区 (31)	5	3	5	9	9	全域が海拔2m~5m以下に立地 液状化・津波被害リスク高い

(3) これまでの取り組み

1) 当町の取組み

- ・金武町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・金武町観光危機管理計画の策定
- ・教育訓練の実施
- ・防災物資及び資材の備蓄、整備
- ・沖縄県広域地震・津波避難訓練への参加
- ・津波監視カメラ (5台) 並びに防災無線の設置

2) 当会の取組み

- ・事業者BCPに関する国の施策周知及び作成支援
- ・沖縄県広域地震・津波避難訓練等地域防災活動 (金武町実施) への参加及び活動への協力
- ・あいおいニッセイ同和損害保険(株)・大同火災海上保険(株)・東京海上日動火災保険(株)と連携した損害保険への加入促進

II. 課題

現状では、緊急時の取り組みについて明文化されておらず、漠然的な認識にとどまっており協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応について議論も行っていないことから、対応を推進するノウハウを持った人員が育成されていない。

更には、事業継続に有益な損害保険・共済に対する十分な助言を行える当会経営指導員等職員が育成されていない。といった課題が浮き彫りとなっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対し予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険や共済の必要性を周知するなどが必要である。

### Ⅲ. 目標

当町における気象条件、地形・地勢等の自然条件や住宅の立地状況等の社会的条件から起こりうる災害（台風、地震、津波）並びに感染症等の災害時の被害軽減と早期の事業再開を図るため下記を目標に掲げる。

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・町の「地域防災計画」に基づき、発災時、非常時における地区内小規模事業者の被害等の連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・上記に掲げた目標の達成を加速させるため、当会と町との間で「金武町・金武町商工会防災協定（仮称）」締結を進める。

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県へ報告する。

#### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

##### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

##### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

- ・当町が2019年に策定した「金武町地域防災計画」や県が策定する感染対策実施方針に基づいて執られる当町の感染対策について、本計画との整合性を整理し自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

##### 1) 小規模事業者に対する災害時リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・当会会報誌や町広報誌、ホームページ・SNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者等の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

- ・新型コロナウイルス感染症等は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に新しい情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症等に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止対策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

## 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和4年度に事業継続計画を作成する。

## 3) 関係団体等との連携

- ・連携事業者である、あいおいニッセイ同和損害保険(株)・大同火災海上保険(株)・東京海上日動火災保険(株)・三井住友海上火災保険(株)等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや個別相談を開催し損害保険の紹介等を実施する。
- ・金武町社交飲食業組合並びに金武町建設業者会等団体並びに関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

## 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取り組み状況等の確認。
- ・当会経営指導員及び当町担当課員で構成する事業継続力強化支援連絡会議を開催し、状況確認や情報の共有を行うとともに改善点等について協議する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・「金武町地域防災計画」において想定される、自然災害（地震：マグニチュード8.2以上の地震等）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## 6) 職員の家庭における安全確保対策の実施

- ・災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はじめ、その家庭・家族への防災対策促し被害の最少化を目指す。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・事前災害等による発生時には人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ報告する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後12時間以内に職員の安否及び当会施設の被害状況の確認と報告を行う。  
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、当会施設や周辺道路等の大まかな被害状況を当会と町で共有する。)
- ・町内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、本県の対処方針及び本町の感染症対策に基づき当会による感染

症対策を行う。

## 2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

【豪雨における例】 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし警報解除後に出勤する等。

- ・ 職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

### 【想定する被害規模の目安】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目立った被害の情報がない</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する。
2週間～4週間	1日に1回共有する。
1ヶ月以降	週に1回共有する。

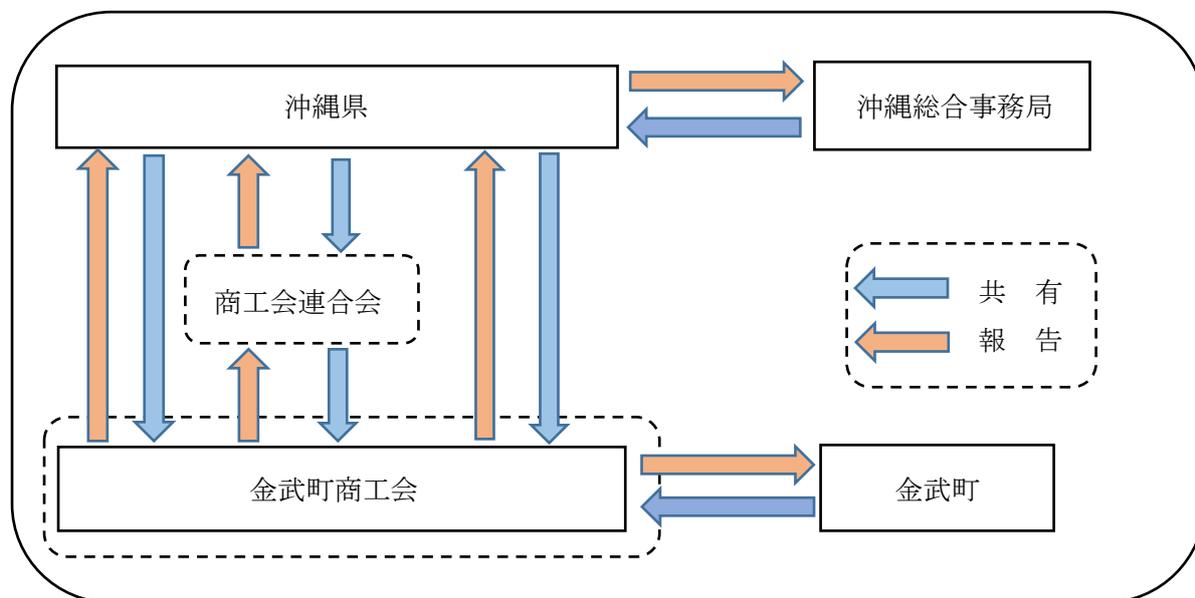
- ・ 県が策定する感染対策実施方針に基づいて取りまとめられた金武町の感染対策を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令等を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と町が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県及び沖縄県商工会連合会へ報告する。
- ・ 当会は、別紙様式により被災情報を沖縄県及び沖縄県商工会連合会へ報告する。

- ・感染者流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県及び沖縄県商工会連合会へ報告する。

#### 【発災時における指示命令系統・連絡体制】



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、町と相談して対応する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認し、必要な支援について町へ報告する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、当町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

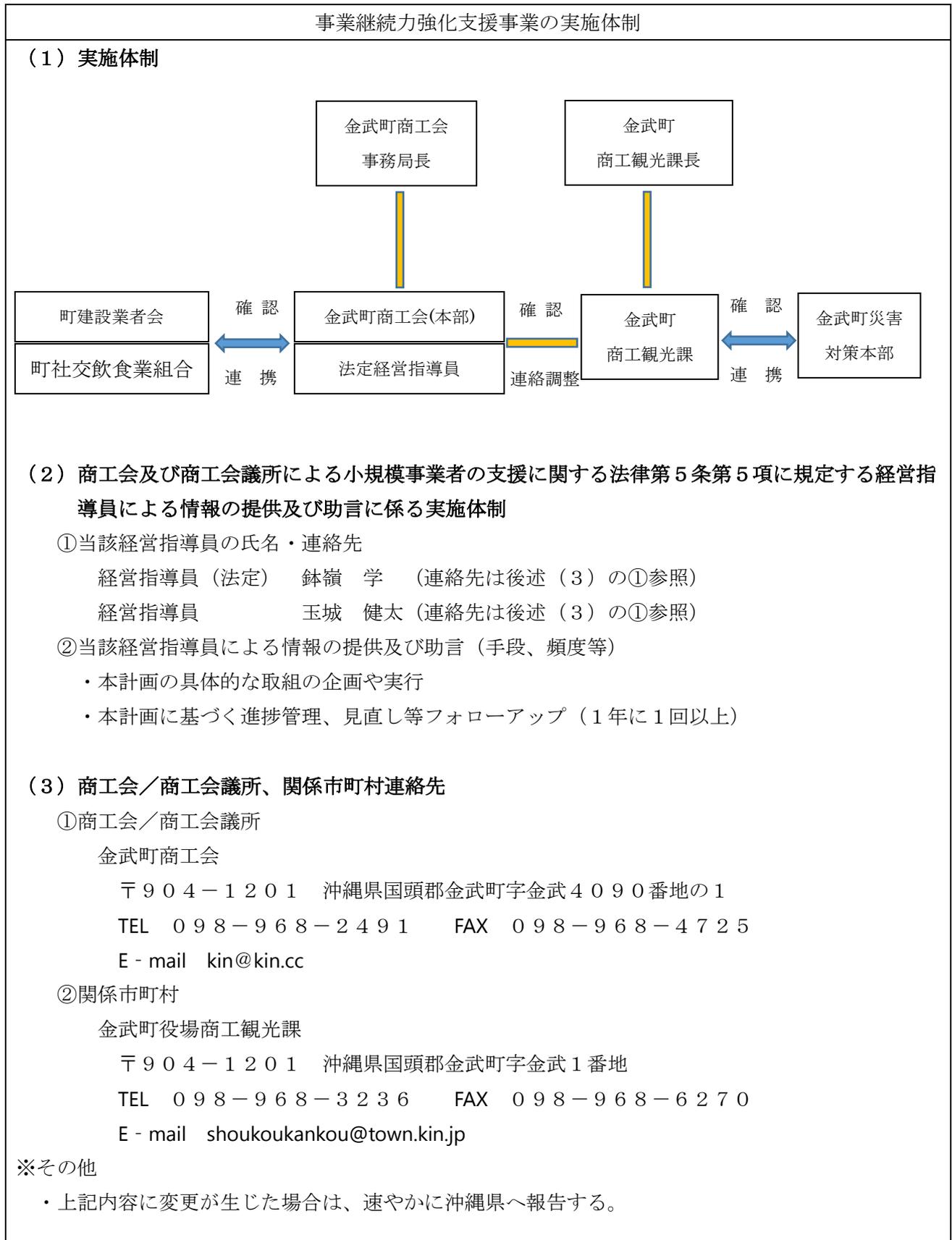
- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県へ報告する。

(別表 2)

### 事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
・ 専門家派遣費	500	500	500	500	500
・ 協議会運営費	5	5	5	5	5
・ セミナー開催費	500	500	500	500	500
・ パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

調達方法
会費収入、事業収入、町補助金、町受託事業、県補助金 等

報告先 沖縄県商工労働部中小企業支援課 (担当： ) 沖縄県商工会連合会支援課 (担当： )
--

## 被害状況報告書

報告日時	
商工会名	
報告者名	

災害名：	
------	--

### 1. 報告対象

- (1) 県内中小企業者（農林水産業は除く）
- (2) 事業用建物、構築物、基幹設備、商品等に対する被害

### 2. 報告項目

地区名	被害の状況	備考 (業種)
	(1) 被害企業数： 件	
	(2) 被害推定額：	
	(3) 具体的な被害内容（特記）：	
	(4) 加入保険について対応可能か（特記）：	

※被害の状況」欄には、対象企業数及び被害推定金額について記述して下さい。

※具体的な被害内容を把握しておりましたら、記述をお願いします。